

むつ小川原地域・産業振興財団から、助成事業募集のお知らせ
 ～あなたのヤル気、応援します！～

(公財)むつ小川原地域・産業振興財団は平成元年の設立以来、県内各地の地域の活性化や産業振興の取り組みに対し、幅広く支援しています。

本財団では、平成27年度の助成事業を次のとおり募集しています。

- 募集事業名 平成27年度プロジェクト支援助成事業
- 対象事業 地域の活性化及び産業の育成・振興を図る次の事業です。
 ①人財育成 ②技術開発 ③商品開発 ④市場・販路開拓
 ⑤観光開発 ⑥環境整備 ⑦スポーツ・文化交流 など
- 助成金 事業費の5分の4以内
- 助成対象団体 県内の市町村、地域団体、産業団体・組織など
- 募集期間 平成26年9月1日～10月31日(必着)
- 採択の可否 平成27年3月上旬までに通知
- 応募方法等 事業実施要望書に事業計画を添えて申し込んでください。要望書の様式等については財団ホームページからダウンロードしてご利用くださるか、東通村役場経営企画課におたずねください。なお、詳しいことは財団事務局に直接お問合わせください。
- 応募先 公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団
 〒030-0861 青森市長島2丁目10-4(ヤマウビル7F)
 TEL:017-773-6222 FAX:017-773-6245 HP: <http://www.jomon.ne.jp/~mozaidan/>



事業主(給与支払者)の皆様へ

下北地域県民局県税部からお知らせ

平成26年度から下北管内5市町村(むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村)では、法定要件に該当する事業主の皆様のご理解とご協力の下、個人住民税の特別徴収(給与からの引き去り)を実施していただいております。

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市町村民税・県民税)を差し引いて、市町村へ納入していただく制度です。

この制度は、①従業員が自分で金融機関等に向いて納税する手間が省ける、②納め忘れがなくなる、③納付回数が年12回となっているため1回あたりの納付額の負担が減る、④所得税と異なり、税額計算は市町村が行うため各事業所での計算や年末調整を行う手間がかからない、といったメリットがあります。

まだ、個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、詳しい仕組みや届出の様式などを各市町村、下北地域県民局県税部のホームページに掲載しています。どうぞご覧ください。

<問合せ先> 下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581(内線207)
 東通村税務住民課 ☎27-2111

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成26年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成26年7月31日現在

	7月中	年間累計	年齢別 状態別 飲酒 シートベルト	死者	
				夜	歩行者
発生	322件 (-99)	2,329件 (-494)	高齢者の死者 (65歳以上の人)	16人 (+1)	
死者	4人 (-1)	26人 (+3)	夜間の死者	12人 (+4)	
			歩行者の死者	12人 (+4)	
傷者	400人 (-110)	2,856人 (-584)	飲酒運転による死者	2人 (-1)	
			自動車乗車中の死者	8人 (-2)	
			非着用死者	5人 (+1)	

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。
 毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

秋の全国交通安全運動のお知らせ

運動の期間

9月21日(日)から
 9月30日(火)まで(10日間)

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

日没が急に早まる秋。交通事故防止のためには、人も車も「自分を見せる」ことが大切です。
 歩行者は反射材を身に付ける、車は早めにライトを点灯するなど、交通マナーの実践を習慣づけて、交通事故を防止しましょう!



内閣府